

○岡山市私立保育所等保育士資格取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育と保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園に配置することとなっている幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する保育教諭の確保を図るとともに、幼稚園教諭免許状のみを有する者及び私立保育所等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格取得を支援することにより保育教諭及び保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることができるよう体制を整備するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 私立保育所等 本市内に所在する次に掲げる施設であつて、国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）、岡山県又は岡山市以外の者が設置するものをいう。

ア 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により認可を受けた、法第39条第1項に規定する施設

イ 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する施設

ウ 地域型保育事業所 法第34条の15第2項の規定により認可を受けた、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第7条第5項に規定する事業を行う事業所

エ 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める幼稚園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたものを除く。）

オ 認可外保育施設 法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務（ただし、第11項に規定する居宅訪問型保育事業を除く。）又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第34条の15第2項若しくは法第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていない施設のうち、本市に法第59条の2第1項の規定に基づく届出を行っており、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（令和6年3月29日付けこ成保第218号こども家庭庁育成局長通知）に基づき、市長から指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた施設

(2) 養成施設 法第18条の6第1号に定める都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいう。

（補助事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 保育所等保育士資格取得支援事業（以下「保育所等事業」という。） 私立保育所等に対し、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者（以下「保育所等対象者」という。）が保育士資格を取得するために要した、養成施設（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間及び昼間定時制のものをいう。以下同じ。）の受講料等を補助する事業

(2) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業（以下「保育教諭確保事業」という。） 本市内に所在する認定こども園及び補助金の交付を受けようとする年度中もしくはその翌年度の4月1日までに認定こども園へ移行を予定している幼稚園（以下「認定こども園等」という。）に対し、当該施設が雇用している幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士資格を有していない者（以下「保育教諭対象者」という。）が「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「試験実施通知」という。）別表の②及び③（以下「保育士資格取得特例制度」という。）による保育士資格を取得するために要した、養成施設の受講料等を補助する事業

(3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業（以下「幼免事業」とい

う。) 幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士資格を有していない者（以下「幼免対象者」という。）が保育士資格特例制度により保育士資格を取得するために要した、養成施設の受講料等を補助する事業

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付の対象となる者は、以下の事業ごとに掲げるとおりとする。

(1) 保育所等事業の補助対象者は、養成施設において教科目を受講し、保育士資格を取得した保育所等対象者を保育士又は保育教諭として雇用する、私立保育所等の設置者とする。

(2) 保育教諭確保事業の補助対象者は、養成施設において教科目を受講し、保育士資格を取得した保育教諭対象者を保育士又は保育教諭として雇用する、認定こども園等の設置者とする。

(3) 幼免事業の補助対象者は、養成施設において教科目の受講を開始し、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の11の2の規定により保育士資格を取得して、私立保育所等に勤務する幼免対象者とする。

2 前項の規定にかかわらず、保育教諭対象者及び幼免対象者については、過去に保育士養成課程の科目の一部を修めないで卒業した者であって、養成施設において児童福祉法施行規則第6条の10第2項に掲げる筆記試験科目に相当する教科目を履修することで、児童福祉法施行規則第6条の11の2の規定により保育士試験科目の全部免除を受けて保育士資格を取得する場合も、事業の対象者とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

(1) 市税を滞納している者

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していない者

(3) 保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による貸付や助成等を受けている者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」とい

う。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 養成施設の長が証明する養成施設に対して支払われた入学料（養成施設における受講の開始に際し、当該養成施設に納付する入学金又は併願登録料をいう。）
- (2) 受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。）をいう。以下同じ。）
- (3) 前記の経費にかかる消費税のうち、補助対象者が負担した額

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は補助対象経費としない。

- (1) その他の検定試験の受講料
- (2) 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
- (3) 補講費
- (4) 養成施設が定める修業年限を超えて修業した場合に必要となる費用
- (5) 養成施設が実施する各種行事参加に係る費用
- (6) 学債等の将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
- (7) 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材購入費等
- (8) クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）
- (9) 補助対象者が第9条の規定による申請を行う時点で養成施設に対して未納となっている入学料又は受講料
- (10) 国、県その他の公的機関から既に本事業と同趣旨の事業による補助金等の交付又は助成を受けている経費

3 補助対象経費は、原則補助対象者が負担することとする。ただし、第4条第1項第3号に規定する者を除く補助対象者と保育所等対象者又は保育教諭対象者（以下「実施対象者」という。）がお互いの協議のもと、実施対象者が補助対象経費を負担することとした場合は、この限りでない。

（補助基準額）

第6条 この補助金の補助基準額は別表に定めるとおりとする。

（補助金額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額と前条に規定する補助基準額のいずれか

少ない額に2分の1を乗じて得た額とする。

- 2 前項によって得られた額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(実施計画書の提出及び承認)

第8条 補助対象者は、養成施設の受講開始日の属する年度において、市長が別に定める期日までに、保育士資格取得支援事業実施計画書(様式第1号。以下「計画書」という。)に事業実施計画内容を確認するための書類を添付して提出した上、事業実施計画についてあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項に定める添付書類は次のとおりとする。

- (1) (保育所等事業又は保育教諭確保事業の場合に添付) 実施対象者が補助対象者の設置する施設(以下「勤務先施設」という。)に勤務していることが確認できる書類
- (2) (幼免事業の場合に添付) 幼稚園教諭免許状の写し
- (3) 実施対象者又は幼免対象者が養成施設に在学していることが確認できる書類

- 3 市長は、計画書の提出があったときは、事業実施計画の承認の可否を決定するとともに、その結果を補助対象者に通知するものとする。

(交付の申請)

第9条 規則第5条第1項に定める補助金の交付申請は、実施対象者又は幼免対象者が、保育士として勤務先施設に継続して6月以上勤務した後、以下の事業ごとに掲げる日までに行うものとする。

- (1) (保育所等事業又は保育教諭確保事業) 保育士証の交付を受けた日から起算して12月後の日の属する月の末日
- (2) (幼免事業の場合) 保育士証の交付を受けた日から起算して18月後の日の属する月の末日

- 2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、補助対象者が市税を滞納していないことを証明する書類とする。

(着手届の免除)

第10条 規則第15条に規定する補助事業等着手届の提出は要しない。

(実績報告)

第11条 規則第16条第1項に規定する実績報告は第8条第1項に定める補助金の交付申請と同時に行うものとする。

2 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 保育士資格取得支援事業完了報告書（様式第2号）
- (2) 保育士資格取得者が保育士証の交付を受けた後、勤務先施設で6か月継続して勤務していることを確認できる書類
- (3) 補助対象経費の領収書、養成施設に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類又はクレジットカード契約証明書（クレジットカードの控に必要事項を付記したものを含む）（以下「領収書等」という。）の写し
- (4) 補助対象者が補助対象経費を負担したことを証明する書類
- (5) 保育士資格取得者の保育士証の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前項第3号の領収書等には、次の事項が記載されていなければならない。なお、領収書等に訂正がある場合、養成施設の訂正印のないものは無効とする。

- (1) 養成施設の名称
- (2) 支払者名（補助対象者と異なる名義のものは、原則認められない。ただし、支払者が親族であると確認できる場合に限り認めるものとする。）
- (3) 領収額又はクレジットカード契約額
- (4) 領収額又はクレジットカード契約額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）
- (5) 領収日又はクレジットカード契約日
（最低勤務期限）

第12条 資格取得者は、保育士資格取得後、1年以上同一勤務先施設に勤務しなければならない。ただし、1年未満の勤務期間で退職した場合に、補助対象者は市長に理由書を提出し、市長がその内容を相当と認めた場合は、その限りでない。

2 補助対象者は、資格取得者が保育士資格取得後、勤務先施設に保育士として勤務を開始した日から起算して1年後の属する月の末日までに、市長から求めがあったときは、資格取得者に関する次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 保育士資格取得後の雇用契約書又は労働条件通知書の写し

(2) 市が指定する月の賃金台帳

(交付決定後の取消し及び返還)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(1) 事業の全部又は一部を中止したとき

(2) 虚偽の申請その他不正な行為により補助金を受けたとき

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年2月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

2 この要綱における、第3条第3号に掲げる事業に関する規定は、認定こども園法附則第5条に定める保育教諭等の資格の特例が適用される期間に係る補助事業に適用する。

附 則

この要綱は、平成29年7月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年9月28日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月18日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

1 補助事業	2 補助基準額
保育所等保育士資格取得支援事業	第5条第1項に掲げる経費 (1) 指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得した場合 600,000 円 (2) 試験実施通知の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 200,000 円 (3) 試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 400,000 円
保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業	第5条第1項に掲げる経費 200,000 円
幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業	第5条第1項に掲げる経費 200,000 円

様式第1号（第8条関係）

保育士資格取得支援事業実施計画書

年 月 日

岡山市長様

補助事業者

住所又は所在地

代表者氏名

岡山市私立保育所等保育士資格取得支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり事業実施計画を提出します。

① 対象となる事業	保育所等事業 ・ 保育教諭確保事業 ・ 幼免事業		
② 対象施設名 ^{※1}			
③ 住所 ^{※2}	(〒 -)	電話()	-
④ 受講者の氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生
			(歳)
⑤ 養成施設等名			
⑥ 保育実習や面接授業期間	保育実習 日, 面接授業 日, 合計 日		
⑦ 受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日(入学日))		
⑧ 受講に要する費用 (税込額)	入学料 円	受講料 円	
	その他教材費等 円	合計 円	
⑨ 類似事業の貸付の有無	類似事業の給付を 受けている ・ 受けていない		

※1 ①で幼免事業を選択した場合は記入不要

※2 施設の住所又は幼免対象者の住所を記入すること

様式第2号（第11条関係）

保育士資格取得支援事業完了報告書

年 月 日

岡 山 市 長 様

補助事業者

住所又は所在地

代表者氏名

岡山市私立保育所等保育士資格取得支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、
次のとおり事業完了報告を提出します。

① 対象となる事業	保育所等事業 ・ 保育教諭確保事業 ・ 幼免事業		
② 対象施設名 ^{※1}			
③ 住所 ^{※2}	(〒 -)	電話()	-
④ 受講者の氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生
			(歳)
⑤ 養成施設等名			
⑥ 保育実習や面接授業期間	保育実習 日, 面接授業 日, 合計 日		
⑦ 受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日(入学日))		
⑧ 受講に要した費用 (税込額)	入学料 円	受講料 円	
	その他教材費等 円	合計 円	

※1 ①で幼免事業を選択した場合は記入不要

※2 施設の住所又は幼免対象者の住所を記入すること